

# 教育委員会会議録

令和4年2月4日（金） 午前10時00分 開会  
午前10時28分 閉会

## 1 議事日程

別紙のとおり

## 2 出席した委員等

長谷川洋教育長、佐々憲一委員、塩谷育代委員、岡田豊委員、度會秀子委員  
河野明日香委員

## 3 出席した職員

横井英行事務局長、稲垣直樹次長兼管理部長、小島寿文学習教育部長  
稲垣宏恭教育管理監、加藤文彦総合教育センター所長、高橋亮太総務課長  
伊藤尚巳教育企画課長、小清水義晃財務施設課長、坂川智教職員課長  
柴田英昭福利課長、大道伊津栄生涯学習課長、栗木晴久高等学校教育課長  
伊藤孝明義務教育課長、小林紀彦特別支援教育課長、岩田政久保健体育課長  
中島幸一高校改革室長、佐藤孝総務課担当課長、石川陽子総務課課長補佐

## 4 前回会議録の承認

長谷川教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

## 5 教育長報告

なし

## 6 請願

請願第16号 県立高校長は、PTA会計の業務担当を、団体（PTA等）から、  
会計事務の委託を受けた場合について、返上すること等を求める請願  
長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。  
〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

（度會委員）

PTAは、保護者と教職員により構成された任意団体であり、学校と密接  
に関係する団体であるが、PTAの会計事務については、PTAの会計担当  
者をもって処理することは、PTAの負担にもなるので、PTA会長から  
校長へ委任されるケースが多いことと思う。

校長は責任を持って事務長に委任すると思うが、魔が差す環境を作らない  
ことも大事であると思う。けん制するという意味において、教育委員会事務  
局では、各県立学校でのPTA会計の取扱いについて、どのように検査・

指導しているか。

(高橋総務課長)

P T A会計を始めとする私費会計の取扱いについては、私費会計の会計処理基準に基づき、P T Aなど団体からの徴収金を県費に準じて適正に処理するよう、県立学校の財務指導を行っている。

財務指導は、県立学校全校を対象として、これまでも各学校3年に1回のサイクルで指導・点検できるよう実施している。指導・点検の方法は三つあり、一つ目の方法、公費及びP T A会計など私費を対象とする巡回指導は検査員2名体制で行っている。二つ目の方法、私費を対象とする巡回指導は検査員1名で行っている。三つ目の方法は、私費を対象とする書面検査であり、検査員1名で行っている。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教育委員会事務局職員による指導は実施しなかったが、各学校において、自主点検による検査を実施したところである。

今年度は、今回の着服事案を受けて、7月から12月までの間で、全ての県立高等学校を対象にして巡回指導を行い、財務内容・会計処理の点検を行った。県立特別支援学校に対しては、現在、自主点検を行っている。

昨年10月13日には、県立学校長を対象として研修会を行い、私費会計の会計処理基準にのっとり適正な執行に努めるよう周知徹底した。

今回の事案を公表した11月19日には、各県立学校長に対し、私費会計の適正な執行について改めて通知した。通知の中では、特に、物品購入する際の納品検査の徹底と、四半期ごとの点検結果の報告を受ける際に、校長は、報告書、預金通帳と現金出納簿の金額を突き合わせて確認するよう周知徹底した。

(岡田委員)

同様の不祥事を現職の職員が起こした場合、懲戒免職相当であるにも関わらず、退職しているため処分できないということが納得できない。退職間際に着服し、退職を待つということも無きにしもあらずである。遡って処分できるような制度改正をお願いしたい。

(高橋総務課長)

私費会計の着服は現職時に発覚していれば懲戒免職相当の処分となる。ただ、今回は定年退職後の発覚であったため、一旦退職手当が支払われているが、支払われた退職手当については今の決まりにのっとり、返還するよう手続を進めているところである。本人からは、一括して返還することはできないが、計画的に返還していきたいと申出があった。

(塩谷委員)

今回の請願の内容とは少し離れるが、P T A活動の内容も時代の流れとともに変化していると思う。私費を扱うこと以外に問題点はあるか。

(大道生涯学習課長)

新型コロナウイルスの影響により、人が集まって活動することを控える傾向にある。各PTAでは、今までとは違う、コロナの時代に即した活動の仕方について、苦慮し、工夫しているところである。県全体で言えば、今までは多人数で集まって開催していた広い会場での総会や研修会を、書面開催やオンライン配信等にするなどしている。

(塩谷委員)

PTA活動は、子供と親と学校とのつながりを元に行っていると思う。

PTA活動の良さもあるが、負担に思う親もいるため、本来のPTA活動の在り方を再確認しながら、改革してもらいたい。

## 7 議案

### 第2号議案 愛知県立学校教職員の評価に関する規則の一部改正について

坂川教職員課長が、副校長、教頭、部主事の二次評価者に教育長を加えるに当たって、所要の改正を行う必要があるため、愛知県立学校教職員の評価に関する規則の一部改正について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(佐々委員)

実際に教育長が二次評価を行うという理解でよいか。実際には被評価者のことを良く知らない状態で行うことになると思うが、問題はないか。

(坂川教職員課長)

評価シートの内容とともに、県立学校全校の視察を行っている教職員課担当者から管理職の勤務状況や日常的な学校の様子の報告を受けた上で、教育長が評価を行う。細かい事情についても、人事評価の時期に教職員課担当者から報告や説明を行うことを考えている。

### 第3号議案 愛知県立学校管理規則の一部改正について

坂川教職員課長が、愛知県立にしお特別支援学校に副校長を置くに当たって、所要の改正を行う必要があるため、愛知県立学校管理規則の一部改正について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

### 第4号議案 愛知県立特別支援学校学則の一部改正について

小林特別支援教育課長が、愛知県立名古屋聾学校の学科改編に伴い、所要の改正を行う必要があるため、愛知県立特別支援学校学則の一部改正について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

## 8 協議題

長谷川教育長が各委員に諮り、協議題（１）令和３年度教育委員会所管２月補正予算（案）について、協議題（２）令和４年度教育委員会所管当初予算（案）について、協議題（３）愛知県職員定数条例の一部改正について、協議題（４）物品の買入れについて、協議題（５）愛知県高等学校等奨学金貸与条例の一部改正について及び協議題（６）愛知県立学校条例の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条に基づく事前協議であるため、非公開において協議することとした。

- （１） 令和３年度教育委員会所管２月補正予算（案）について  
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- （２） 令和４年度教育委員会所管当初予算（案）について  
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- （３） 愛知県職員定数条例の一部改正について  
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- （４） 物品の買入れについて  
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- （５） 愛知県高等学校等奨学金貸与条例の一部改正について  
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- （６） 愛知県立学校条例の一部改正について  
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。

## 9 その他

なし

## 10 特記事項

- （１） 長谷川教育長が今回の会議録署名人として岡田委員を指名した。
- （２） 宮崎邦彦氏から、県立高校長は、PTA会計の業務担当を、団体（PTA等）から、会計事務の委託を受けた場合について、返上すること等を求める請願について、口頭陳述したい旨の申出があり、長谷川教育長が、前回会議録の承認後、５分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- （３） 傍聴人 ２名